

4. アンケート結果から示唆される施策の方向性

(1) 知財経営の促進

知財と企業業績の関係分析で知財活動が中小企業の業績向上に重要な役割を果たしていることが確認された。(図表 Ⅲ-127~132)

特に「企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している」企業は、その他の企業よりも過去3年間の売上高の増加率、経常利益(黒字)、経常利益率の傾向が良好となっている。(図表 Ⅲ-130)

一方、アンケート結果では「企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している」企業の割合は30%に留まっており、平成25年度のデータ(21.0%)より増加しているものの、より一層の施策充実が期待される。(図表 Ⅲ-64)

「企業経営において知的財産活動を意識して実践している企業」の割合が40.2%と多くなっており、今後はこの層をターゲットとして、もう一段のステップアップを図る施策の検討が必要と考えられる。(図表 Ⅲ-64)

(2) 技術移転・ライセンスの支援

自社の技術やノウハウのみでイノベーションを起こすことが難しくなっており、他社や個人、大学などが持つ外部の資源と共有しあうことで、新たなイノベーションを起こす「オープンイノベーション」への取組が活発化しつつあり、技術移転やライセンスの重要性が高まっている。

本アンケート結果では、技術移転に関心がある企業の割合は39.9%、自社の技術を他社にライセンスすることに関心がある企業の割合は46.6%となっており、オープンイノベーションの「インバウンド型」「アウトバウンド型」の2つのタイプとも関心がみられる。(図表 Ⅲ-39)

オープンイノベーションでは、技術は自前主義から外部調達に変化し、ベンチャー企業を含む中小企業は大企業の調達先として注目が高まっている。また、産官学及び一般市民も取り込んだ複数の事業者が相互の連携しあう、エコシステム型のモデルにおいて重要なプレイヤーとなる中小企業が台頭している。

こうしたオープンイノベーション時代の担い手となる中小企業の新規ビジネスに対応した、技術移転、ライセンスに関わる知財支援施策の創出について検討する必要がある。

(3) 模倣対策

アンケート結果では、模倣品被害経験をもつ企業の割合は、平成25年度の18.7%から30.7%に増加しており、他社の知的財産権を抵触した経験をもつ企業の割合も13.2%となっている。(図表 Ⅲ-53, Ⅲ-60)

模倣品は、正規品企業に対して機会損失、価格低下、販売量低下、風評被害などの悪影響を及ぼすほか、消費者に対しても模倣品の事故損失などの被害を与えるものであり、新たな施策が必要と考えられる。

アンケート結果では、模倣品被害を受けた知的財産権は、海外よりも国内の特許権と商標権が多くなっている。(図表 Ⅲ-54)

この実情を踏まえて、国内の模倣対策について予防から事後対策まで総合的な施策を検討する

必要がある。

（４）知的財産の社内制度整備支援

知財の仕組みづくりへの取り組みとしては、「知的財産の創出に対する報奨制度がある」（23.6%）、「職務発明規定を整備している」（22.2%）など、知財経営を実践するうえでは不十分な状況となっている。（図表 Ⅲ-81）

特許出願管理にとどまらず、模倣対策、技術移転、ライセンスなどに対応するためには、知的財産管理規定、営業秘密やノウハウの管理規定、職務発明規定等の整備、就業規則への競業禁止義務の明記など、**社内の各種規定の整備が必要**であり、模倣被害の経験企業や知財経営企業を中心として、**より一層の整備促進のための施策強化**について検討する必要がある。

また、北海道、四国、九州は社内体制づくりの必要性が相対的に高いと考えられ、関連施策に注力することが期待される。（図表 Ⅲ-155）

（５）スタートアップ企業に対する支援

2013年以降に設立したスタートアップ企業は、2012年以前に設立した中小企業に比べて、**海外出願に対する意識が強い**。また、**知財金融についても融資よりも投資を志向**しており、**ライセンス供与への関心も高い**など、異なる特徴がみられる。（図表 Ⅲ-148、Ⅲ-149、Ⅲ-153、Ⅲ-154）

現在スタートアップ向けに知財アクセラレーションプログラム、ベンチャー企業対応！面接活用早期審査・スーパー早期審査、日本発知的財産活用ビジネス化支援事業、料金の減免制度などの施策が提供されているが、**海外特許出願、知財金融、ライセンス等についての支援拡充**について検討することが期待される。